



飯能ロータリークラブ会報



桜の中央公園と天覧山

© photo by Hiroyuki Maejima



世界に希望を生み出そう

RI会長 ゴードン R. マッキナリー

第2570地区ガバナー 高丹 秀篤

第3グループガバナー補佐 齋藤 栄作

希望を語ろう We are Rotary, together

第3113例会 2024. 4. 17

—— 雑誌 月 間 ——

天候 雨 (NO. 60-42)

会長 馬場正春 幹事 神田敬文

例会日 水曜日(12:30~13:30) 当番 矢島(巖)君、吉田(武)君

例会場: ホテル・ヘリテージ飯能sta.

☎(042)975-1313 〒357-0038 飯能市仲町11-21

事務局: 飯能商工会議所内 〒357-0032 飯能市本町1-7

☎(042)973-1661 FAX(042)973-1662

http://www.hanno-rc.org/ E-mail: hannorc@hanno.jp

- ・点鐘 馬場会長
- ・ソング それこそロータリー
- ・卓話 本間由也会員

【会長報告】

4/15(月)第2回炉辺会談が入会3年未満の会員の研修会と10年未満の会員の体験研修会ということで、田辺ロータリー情報委員長を中心に開催されました。立派な資料も作って頂き本当に良い勉強会になりました。

最初に田辺委員長より60年前の飯能RCということでお話がありました。出席の重要性について、新井パスト会長のお父様・新井清平氏の文章の中に「私なぞはロータリー創立当初簡単に考へて欠席をしてしまったが、これが今日になると悔まれてならない。あの

ときのあの一日がなければと思うのである。しかしそれが一つの動機となって出席について特に注意し、又家族の者も注意してくれる様になって以後は今日まで100%を続けて来ている」「ロータリーはその地区の各々の業界の代表者の集りで普通ではとても話しをする事の出来ない様な人々と僅か1時間と云う短い時間ではあるが、話が出来るのであり、これこそロータリーでなければ出来ないことです。それだけに自分に與へられた良い機会である。進んで話しをし、立派なそういう人々から色々な面で学ばせて貰うことが出来るのだと思へばもったいない。欠席は出来なくなる」とあります。50年前のお言葉ですがほかにも貴重な先人達のお言葉が掲載されています。吉島クラブ戦略計画委員長からは「四つのテスト」について、島田クラブ奉仕委員長からは「何としても出席率をアップしなければいけない」というお話がありました。今年度7月~9月は83%だったので何とか90%以上にしなければいけ



ないということで入間RCへのMUツアー等を企画してだんだん出席率が上がってきました。1月～3月は104%、累計で94%と、今のところ90%を超えています。是非ともこれからも欠席をなさらないように頑張ってお会いに出会って来て頂きたいと思っております。

パスト会長にも多く出席して頂き、細田(吉)、大附、半田、吉田(武)パスト会長からひと言ずつご意見を頂きました。細田(吉)パスト会長からは「昔の方がもっといろいろな事業をやっていた」と、いくつか紹介して頂きました。田辺委員長も「ここ20年位、昔の行事が行われていないような気がする」とおっしゃっていましたが、私が入会して20年ですので、昔は事業をたくさんやっておられたのだなと反省しました。私が入会した頃は職業奉仕で工場見学にも何度か行ったように思います。今後、取り入れていったらどうかと思います。

私からの発言としては、地区セミナーに今年度、十数回出させて頂いたのですが、若い人が結構、地区役員として頑張っています。中里(昌)パスト会長に聞いたところ、飯能は会長が終わったら地区に出向するというのが長く続いていたそうで、中里さんの代から変えたとのこと。飯能も若い方にどんどん地区に出向して、活躍して頂ければもっと活性化になるのかな、とも感じました。

その後の懇親会では和気藹々と楽しいひと時を過ごさせて頂きました。

【幹事報告】

新会員選考の件の通知を配付。異議のある方は書面を理事会にご提出下さい。第10回理事会議事録、5月のプログラムを配付。第12回理事会は5/15(第3週)となります。

【委員会報告】

◎次年度幹事 大崎君
本日13:40～次年度第1回パスト会長会議。よろしくお願い致します。

◎ロータリー情報委員会 田辺君
4/15第2回炉辺会談を参加32名で開催させて頂きました。内容については馬場会長より細かく説明して頂きました。よろしくお願い致します。

◎親睦活動委員会 天ヶ瀬君
親睦家族旅行5/18・19(島根・出雲市方面)スケジュールは旅行前に配付。会費振込および御祈祷の申込は4月中にお願いします。

◎親睦活動委員会 小谷野君
4/19(金)飯能・日高RC合同コンペの組み合わせ表を配付。懇親会「旬彩香」18時～懇親会のみ参加も可能です。

【出席報告】無届欠席0 大野(泰)出席向上委員長

会員数		当日	
全数	対象	出席数	出席率
64名	4名	53名	82.81

【M U】

4/16(東京みなと)高橋君

【S A A報告】

◎ニコニコBOX

・本間先生、本日はどうぞよろしくお願い致します。高橋君、川口君

・早退致します。安藤君

本日計3,000円、累計額826,501円。

◎24日例会当番は山川、吉島会員です。

【卓 話】

講師紹介 大崎プログラム委員長

担当卓話を本間委員にお願いしました。R2年7月RC入会。S57年2月生まれ、42歳。新進気鋭の弁護士さんです。自民党の裏金問題が世間を騒がせています。税金やその他、法律上の罰則等、一体どうなっているのかというところを分かり易く解説して頂きます。

知って納得！政治とお金

飯能RCプログラム委員会 委員 本間由也 会員

弁護士登録して気づけばもう10年以上ですが“新進気鋭”の弁護士の本間です(笑)。

今日は皆さん大好きなお金の話なのですが裏金問題はなかなかしゃべりにくいところであり、政治的な部分というより純粋に法律的な観点からお話させて頂ければと思います。

■与党の派閥が裏金？！

裏金というと大体ニュースになるイメージです。結果として国会議員3名を含む10名が刑事事件で裁判になったということで、歴史の教科書にも載ることでしょう。「この問題面白いんじゃない？」と大崎委員長から振られました。事件に絡む法律「政治資金規正法」については弁護士になった1年目に事務所に置いてあった本を見た位の記憶しかなかったものでこれを機にまた勉強させて頂きました。

■何があったのか

派閥の政治資金パーティーで派閥に所属する国会議員がパーティー券を販売。その代金の一部が派閥に納められなかったり、派閥が所属議員にキックバックした、ということがあった。結果として、戻ったお金、売上として派閥に渡さなかったお金が「収支報告書」(決算書)に載っていなかったために「裏金だ」と言われた、という話です。

■そもそも「政治資金パーティー」とは

政治家の政治団体等がパーティー券を売って政治資金を集めるのが主な目的で行われます。「政治家の〇〇を応援しましょう」というもの。経費を除いた残り分が実質的に政治団体の活動資金に充てられます。自民党の派閥では大体年1回行われていて、1枚2万円位でパーティー券が売られているらしいです。



1回で1億円以上集まる人も居て、大きな収入源になっていたようです。パーティーを開くこと自体は法律的には問題ありません。図の一番上が派閥。所属議員に「売ってくれ」とパーティー券を渡す。所属議員やその秘書が後援者等に販売する。

これは普通の話ですね。法人・団体・個人がパーティーの代金を議員に支払う。

ここから一寸問題で、券を売ったその代金を派閥に渡さなかったりすることもあるらしいということです。さらに今回一番大きく問題になっているのは、一度派閥に入れたが、ノルマがあったりして、派閥の方から「よく頑張ったね。これはキミの活動経費に充てていいよ」とキックバックがあったというところ。ただ、仕事をやっている、キックバックなんかもよくある話で、これだけ聞くと「何が問題なのかな」と私などは最初思っていました。

「政治資金規正法」には、政治団体の政治資金パーティーについて、20万円を超えるパーティー券を買った人は「収支報告書」に書かなければいけないということが書いてあります。「誰からお金を貰ったか書きましょう」というわけですがこれに違反した。弁護士的な会話だと「ああ、あの、政治資金規正法で収支報告義務があるのにそれに違反した事件ね」で終わっちゃう。これだけだったらただの犯罪で、裁判が済んだらあとを引かないのですが何故終わらないのか？

■法律を深掘りする

ただの数字の問題で、報告書が間違っていたのだから直したら終わりなのではないかと思えることもできるのですが、

「政治資金規正法」

(目的)

第一条 この法律は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ(中略)政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

民主主義の根幹になってくるので、お金については公明、公正になるようにしましょうよ、そのために法律を作りますよ、ということが「目的」に書かれています。

(基本理念)

第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くこと

ないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない。

法律だと珍しいのですが、第二条として「基本理念」というのが「目的」のほかにある。これを僕は見て一寸びっくりしたのですが、第一項に(政治資金は)「国民の浄財」だと書いてあるのです。法律ではあまり出てこない表現だと思うのですが「浄財」だからこそ「適切に運用されなければならない」とわざわざ書いてあるわけです。第二項には、政治団体には浄財を預かって運用する責任があるので「国民の疑惑を招くことのないように」「公明正大に行わなければならない」と書いてある。中身としては非常に抽象的なのですが、端的にちゃんと説明して皆に分かるように運用しなさいということが書いてあります。

何故「公明正大に」というふうに書いてあるかと言うと、日本の法律の場合、基本的にはお金は何に使ってもいいよというような書き方なのです。政治資金をこれに使いなさいということは一切書いてない。そのため何らかのルールを入れておかないと良くないので、あとから国民の皆に説明できるようにしておきましょうというような表現が入っているわけです。逆に言うと、テレビ等で“ザル法”と言われるのは、具体的な規制があまり書いてないからなのですね。唯一書いてある具体的な規制は2つのみ。●収支の公開●授受の規制。「収支の公開」が今回問題になっているところですが、さらに深掘りしていきます。

■何故「パーティー券」が問題になっているのか

政治資金のお金の受け渡しはこの法律で禁止されています。具体的にはまず原則として会社等から議員個人への献金は認められていません。理由は、直接お金をやったりすると癒着が生まれてしまうからだと言われていました。会社等は政党や政治団体に寄付をするという話になっています。寄付額は決まっています、個人だと1年で20万円まで。5万円を超える寄付については収支報告書に記載すること等、いろいろ書いてあります。

何が言いたいかと言うと寄付＝面倒くさいなのです。「あの人から今年いくら貰ったか」を考えなければならない。しかも金額に上限もある。それを収支報告書に書かないと「虚偽記載」と叩かれる。寄付じゃなければいいんじゃない？というのがそもそもの発端です。パーティー券は「パーティーに来て下さい」というチケットを売っているだけなのでいくら儲けても寄付ではありません。そこで、パーティー券で政治資金を集めたらいいのではないかというのが出発点なのです。パーティー券であれば1回の政治資金パーティーで同じ人・団体から20万円を超えていなければ「書かなくてよい」というルールになっている。これが旨味と言うか、今回使われたポイントになるところです。

例えば、同じ派閥に所属する議員が3人位

派閥のパーティーに行き、議員それぞれが貰うお金が20万円であれば書かなくて良いのです。そういう意味で抜け道のようになっている。報道によると安倍派の収支報告書には中身が分からない、誰から貰ったかが分からない記載が4分の3位あったとのこと。パーティー券が政治資金集めにどれだけ重要な位置を占めていたかが分かります。

今回の、収支報告書の虚偽記載の問題。正しくないと国民がチェックすることができないので正しくなかったら罰もありますよ、という話ですが、国会議員がよくやっている、自分の政治資金を管理するための団体のようなものでなく、「派閥」であっても政治団体に当たるということで、収支報告書をちゃんと出さなければいけないのに、キックバック等について書かれていなかった、というのが問題になったわけです。

それだけでなく、これが一番問題なのですが、「パーティーをやったらお金が集まるのではないか」ということで、わざと、組織的に自民党が行っていたのではないかという点です。もしそれを意図的にやっていたとしたら「政治資金規正法」の「公明正大に」の根本が覆ってしまう。書かなくていいことを利用してお金集めができるのであれば“脱法”に近いような形になってしまうので、これは大問題ではないか。しかもそれが与党の最大派閥も含めて行われているということで「しんぶん赤旗」が告発したのが元になっています。

■会計責任者

ニュースを観ていると毎回、会計責任者とか秘書が出てきて処罰されています。今回の裏金事件で国会議員3名が裁判になっているのですが、他にも関与を疑われていた議員が居ましたが不起訴になっている。「何故？」と疑問に思われると思いますが、法律的には凄いことですね、「政治団体は会計報告を出すように」と誰に言っているのかと言うと「会計責任者」に言っているのです。会社の決算書等は会社の義務ということですが、「政治資金規正法」の場合、政治家ではなく「会計責任者」がやらなければいけない。ちゃんとした収支報告書を出さなかった、ウソがあったという場合、「誰がそのルールに違反したのか」と言う「会計責任者」が違反したという構成になるのです。基本的に、裏金問題等で秘書が逮捕されたりするのは政治家をかばってという話ではなく法律のしくみとして会計責任者が悪いことをしたというふうになっているので秘書から逮捕されるのです。会計責任者になるのは秘書とかが多いということですね。ただ、議員本人が不記載について「指示した」というふうになれば犯罪として一緒に悪いことをしたのだと罪に問えるわけです。けれどもそれが明らかにならなければ全く罪に問えないという構成になっています。

今回、収支報告書について、会計責任者が

ミスしたのは明らかなのですが、派閥の幹部から会計責任者にどういった指示があったのか、誰が始めたのか、安倍さんが始めたのではないか等、いろいろ言われていましたが、それは「誰が共犯者になるか」という観点から言われていたのです。わざわざそのように言わなければいけなかったのは、あくまでも法律上、義務を負っているのは会計責任者になっているからだということになります。

■違反するとどんな罪になるのか

「虚偽記入」「不記載」があった場合、5年以下の禁錮または100万円以下の罰金、公民権の停止(選挙に出られなくなる)が定められています。参考までに言うと「窃盗」が最大10年なので上限で見ると窃盗より軽い犯罪です。それでもここまで騒がれるのは民主主義の根幹に関わる問題なのではないか、というのがあるからだと思います。

今回は結局「不正確な記載をしたかどうか」ということだけが焦点になるので、「そのお金は実際どこに使ったのか」というのは裁判ではどうでもいい話なのです。「裏金の使途」「還流されてきたお金は何に使ったか」は「政治活動に使ったんだ」というふうに言えばそれで法律上は足りてしまう。それが許されるような法律に今はなっています。

以上が今回の裏金騒動の解説になります。

■今後どういう規制をしていけばいいのか

「政治資金規正法」は昔から改正を繰り返してきました。外国の例などを見ると、もう、使い方は自由という時代ではないのではないかと。政治のお金はこういうことに使うというルールにした方がいいのではないかと。少なくとも個人の支出と政治活動とは区別して個人の支出については制限した方がいい。その区別はどう判断するのか。実際にどのように規制するかは今後の議論を待つところなのかなと思います。支出が適正かどうかを政党に任せておいていいのか。それとも第三者機関のような監査を入れた方がいいのか。そういう規制の仕方もあります。悪いことをして捕まるのは結局会計責任者。知らぬ存ぜぬで通るのがどうなのか。ということで、責任を議員も一緒にとるような形でやったらどうか。そういう話が今、出てきているところです。

他方で、規制をすると政治活動が自由でできなくなるのでは。規制は慎重に。という話も非常に多く、なかなか難しい話なのです。皆さんもこのあたりに関心をもって頂けると面白いのかなと思います。

今回いろいろ勉強してですね、言い方は悪いですが「僕は関係ないな」と思いました。何故か。これですね。「真実かどうか」

これを皆さんが守っていれば大丈夫だったのだろうと思いました。「四つのテスト」は非常に大事なことを言っているのだと思ったのが私の感想ということで、卓話を終わりにさせて頂きたいと思います。